

岡崎城下家康公夏まつり花火大会企業等協賛要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岡崎城下家康公夏まつり花火大会（以下「花火大会」という。）を安全で魅力あるものとするため、花火大会へ協賛する企業、団体、個人（以下「協賛企業等」という。）及び協賛内容についての基準を定めることを目的とする。

(協賛対象企業等)

第2条 次の各号のいずれかに該当すると第8条に規定する岡崎市観光協会協賛審査会（以下「審査会」という。）が判断した協賛企業等に対して、花火大会に係る協賛申し出を拒否するものとする。また、協賛承諾後に次の各号のいずれかに該当することとなったときも協賛を拒否するものとする。この場合協賛企業等に生じた損害については、（一社）岡崎市観光協会（以下「岡崎市観光協会」という。）は一切その責任を負わない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種、事業者
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第3条第1項の登録を受けていない貸金業を営む事業者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中の事業者
- (4) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協賛の対象とすることが適当でないと審査会で判断した業種又は事業者

(協賛内容の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると審査会が判断した協賛内容は、拒否をするものとする。この場合協賛企業等に生じた損害については、岡崎市観光協会は一切その責任を負わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱すもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動に係るもの
- (4) 宗教活動に係るもの
- (5) 意見広告に係るもの
- (6) 個人の宣伝に係るもの
- (7) 良好な景観の形成若しくは風致の維持に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 観光協会の品位を損なうもの又はそのおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、協賛内容として不適當であると審査会が判断したもの

(協賛の種類等)

第4条 協賛に係る種類、金額、募集方法等については、岡崎市観光協会会長が別に定めるものとする。

(協賛の取消し)

第5条 会長は、協賛企業等が第2条各号のいずれかに該当することとなったとき、第3条に定める協賛内容に関する基準に抵触することとなったとき、協賛企業等が前条の協賛金を指定する期日までに納入しなかったとき、その他審査会会長が特に協賛を適当でないと認めるときは、協賛を取り消すことができる。

(企業等の責任等)

第6条 協賛の内容に関する一切の責任は、協賛企業等が負うものとする。

2 協賛をするに当たり係る経費は、企業等の負担とする。

(協賛金の還付等)

第7条 納入された協賛金は、還付しない。ただし、協賛企業等の責めに帰さない理由により協賛が実施できなかつたときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する協賛金には、利子を付さないものとする。

3 仕掛花火協賛金・スターマイン協賛金などについては、花火の性質上、雨・風向きなどで煙が滞留するなど視界不良となる場合もあるが、花火を完全消費のうえは、その協賛金は原則として還付しない。

(審査機関)

第8条 協賛企業等の選定及び協賛内容について疑義が生じた場合に審査するため、審査会を設置する。

2 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長は岡崎市観光協会会長を、副委員長は岡崎市観光協会理事長のうち岡崎市観光協会会長が指名する者を、委員は専務理事、常任理事並びに岡崎市の観光推進課長及び商工労政課長の職にある者をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代行する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、岡崎市観光協会事務局において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、岡崎市観光協会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月26日から施行する。